

海外在留邦人の一時帰国時の新型コロナ・ワクチン接種事業（接種可能時間帯、接種までの流れ等の決定）

【ポイント】

●6月28日及び7月14日に領事メールでお知らせしました「海外在留邦人等の一時帰国時のワクチン接種」について、接種可能な時間帯や接種までの流れ等が決定しましたので、お知らせいたします。

【本文】

6月28日及び7月14日に領事メールでお知らせしました「海外在留邦人等の一時帰国時のワクチン接種」について、接種可能な時間帯や接種までの流れ等が決定しましたので、お知らせいたします。

1 接種が可能な場所及び時間帯

(1)接種場所:羽田空港及び成田空港の特設会場

(2)接種可能時間:毎日(祝日・休日を含む):10時～13時、14時～17時

(3)帰国後速やかに接種されたい方の予約可能な時間帯(豪州からの帰国者の場合)

午前の到着便:当日の午後以降

午後の到着便:翌日以降

※ 現在、本邦の空港到着後の水際措置が強化されており、検疫の通過に4～5時間を要するため、接種のタイミングは上記のとおりとなります。

※ 接種の予約は、到着から5時間後以降の時間帯について受け付けます。

※ 午後に到着し、翌日等に接種を希望される方は、自宅等での14日間の待機期間中であっても、日程等のやむを得ない事情があり、公共交通機関の不利用、マスクの着用、手指消毒の徹底、「3密(密閉・密集・密接)」の回避、目的地以外への移動は行わない等のルールを遵守する場合、接種会場に来訪し、接種を受けることが認められます。

2 接種の流れ

豪州は、現時点で変異株指定国・地域に指定されていないため、下記リンク先に掲載されている「国別接種パターン」の「変異株指定国・地域以外からの入国者」に該当しますのでリンク先をご確認ください。

○国別接種パターン

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf/kunibetsu.pdf>

3 帰国後自宅等での14日間の待機をすでに終えた方

今回の枠組みでの接種を希望される方は、予約ページにて接種の予約を行った上で、接種会場にお越しください。

4 本事業での接種を希望される方は、特設サイトを通じて事前の予約をお願いします。

○特設サイトリンク先

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>

5 なお、豪州政府は、原則として永住者の海外渡航を禁止し、外国人の入国を禁止しています。本件事業に申し込むことを以て、この措置の例外とはなりませんので、ご留意ください。

○6月28日付領事メール

<https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/consul/20210628vac.pdf>

○7月14日付領事メール

<https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/consul/20210714vac.pdf>

【在シドニー日本国総領事館】

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12、1 O'Connell Street、

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話(61-2)9250-1000

Fax(61-2)9252-6600

Web : https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

Email : japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※このメールは在留届、たびレジ、総領事館メールマガジン配信登録／読者登録に登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」に簡易登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「メールマガジン」に登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下の

URL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/modify?emb=sydney.au>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=sydney.au>